

名古屋短期大学科目等履修生規程

〔沿革〕 昭和 59 年 3 月 6 日より施行する。

昭和 63 年 3 月 8 日一部改定

平成 4 年 4 月 1 日一部改定

平成 7 年 2 月 22 日一部改定

平成 8 年 9 月 17 日一部改定

平成 11 年 2 月 24 日一部改定

令和 7 年 4 月 1 日一部改定

(準拠)

第 1 条 この規程は、本学学則に基づき、科目等履修生に関する必要な事項について定める。

(履修の許可)

第 2 条 本学が指定する授業科目のうち、履修を志願する者があるときは、当該学科の教育に支障のない限り、選考の上科目等履修生として入学を許可することができる。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生の入学資格については、本学学則の定めるところによる。

- 2 教員免許状取得または保育士資格取得の目的をもつ科目等履修生の入学資格については、第 1 項の規定にかかわらず短期大学（保育士資格取得の場合は保育士養成所）を卒業した者とする。

(入学期日)

第 4 条 科目等履修生の入学期日は、毎学期の始めとする。

(在学期間)

第 5 条 科目等履修生の在学期間は、履修科目の開講学期とする。

(出願手続)

第 6 条 科目等履修生として入学しようとする者は、次の書類に検定料（本科入学検定料の半額）を添えて指定の期日までに提出しなければならない。

- 1 入学願書
- 2 その他必要と認めるもの

(授業料)

第 7 条 科目等履修生として入学を許可された者は、授業料（1 単位につき 10,000 円）を指定の期日までに納付しなければならない。

2 「教育実習」「保育実習」の履修者は、実習謝礼費を納入しなければならない。

(単位の授与)

第8条 科目等履修生は、履修した科目につき試験を受けることができる。

2 試験に合格した科目について、単位取得証明書を発行する。

(委任)

第9条 科目等履修生については、本規程に定めるもののほか、本学学則を準用する。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年5月1日から施行する。ただし附則の第6号および第7号については、平成32年3月31日の期間までの適用とする。

(本学園在學生及び本学卒業生並びに科目等履修生を継続する者に関する特例)

2 第6条1項の規定にかかわらず、本学園在學生及び本学卒業生並びに科目等履修生を継続する者については、次の通りとする。

①本学（専攻科含む）在學生並びに桜花学園大学在學生については、入学願書を除く提出書類及び入学検定料、授業料を免除する。

②本学卒業生については、授業料等を徴収し、入学検定料並びに入学願書を除く提出書類を免除する。

③科目等履修生を継続する者については、入学願書を除く提出書類並びに入学検定料を免除する。

(「教育実習」または「保育実習」を履修しようとする者に関する特例)

3 「教育実習」または「保育実習」を履修しようとする者は、第6条第1項. 及び. の規定にかかわらず、出願期間は前年度の9月7日から9月30日までとし、提出書類に健康診断書を加え、提出するものとする。

(実習謝礼費)

4 第7条2項の実習謝礼費は、実費を徴収する。本学卒業生及び専攻科在學生については、実習謝礼費を免除する。

(納入金の返還)

5 既納の入学検定料、授業料等については、原則として返還しない。

(保育コンソーシアムあいちを構成する連携校が、共同で実施する「認定こども園法改正に伴う幼稚園教諭免許状及び保育士資格の取得のための特例講座」に関する特例)

6 第2条の規定に関わらず、保育コンソーシアムあいちを構成する連携校が、共同で実施する「認定こども園法改正に伴う幼稚園教諭免許状及び保育士資格の取得のための特例講座」(以下「特例講座」という。)を履修する者は、特例制度の資格条件を満たした者のみとし、受講定員まで申し込み受付順で許可をする。

(特例講座の手続き等)

7 第6条第1項の規定にかかわらず、特例講座を履修する者については次のとおりとする。

①出願期間については、特例講座の指定された期日内とする。

②提出書類については、所定の受講申請書のみとする。

③入学検定料は免除する。なお、1名あたり5,000円の事務手数料を納付するものとする。

8 この規程は、令和7年4月1日から施行する。